

令和8年度広島広域都市圏観光PR動画制作業務基本仕様書

1 業務名

令和8年度広島広域都市圏観光PR動画制作業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 目的

広島広域都市圏*の多彩な観光資源の魅力を効果的に伝える観光PR動画をテーマ別に制作し、SNS等を活用したプロモーションを行うことにより、圏域への誘客・周遊を促進するとともに、滞在時間の延長を図る。

※ 広島広域都市圏参画市町：34市町

(広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、出雲市、益田市、美郷町、邑南町、飯南町、川本町、吉賀町、庄原市(令和8年4月連携開始予定))

4 主な業務内容

- (1) 広島広域都市圏観光PR動画の制作
- (2) SNS広告等の企画・実施

5 委託業務の内容等

- (1) 広島広域都市圏観光PR動画の制作

広島市を中心とした広島広域都市圏の魅力を効果的に伝え、訪問の動機付けにつながる観光PR動画を制作する。

動画の制作に当たっては、制作スケジュールや絵コンテ等を記載した業務実施計画書を作成し、内容について本市の監修を受けるほか、各作成段階においても十分に本市と協議を行うこと。なお、協議の際は、制作担当者及び本市担当者の対面またはウェブ会議での打合せを基本とする。

ア 動画のテーマについては、「景観・自然」、「食」、「施設」、「文化・歴史」の4つを必須テーマとし、テーマごとに、広島広域都市圏の観光資源を魅力的に発信する観光PR動画を1本*制作すること。その他のテーマがあれば委託額の範囲内で自由な提案を可とする。

※ この業務仕様書において「1本」とは、フルバージョン(5分程度)とショートバージョン(フルバージョンの動画を編集した30秒程度のダイジェスト版)の1セットを指すものとする。

- ・ 広島広域都市圏を構成する市町それぞれから、少なくとも1つ以上の観光資源を選定し、必須テーマ又は自由提案テーマのいずれかで必ず1回以上取り上げる。なお、広島市については、全テーマで取り上げる。
- ・ 各市町の観光資源の選定に当たっては、テーマごとに取り上げる観光資源の数に偏りがないよう配慮するとともに、各市町の特色や魅力を反映したものとすること。

イ 広島広域都市圏の観光資源が有する魅力を総合的に発信する「全体版」の動画を制作すること。(本数は問わない。)なお、「全体版」の作成に当たっては、各テーマの撮影素材を活用すること。

ウ 広島市の観光資源が有する魅力を総合的に発信する観光PR動画を1本制作すること。(テーマは設定しない。)

エ 動画は全て日本語版と英語版を制作すること。日本語版と英語版は同一内容とし、テロップやナレーションを使用する場合は、各言語に対応したものとすること。

オ 制作する動画のアスペクト比、解像度は以下のとおりとし、各種媒体における広告やデジタルサイネージでの放映等に活用することを前提とした品質(画質や音質)とすること。

フルバージョン	16:9 (横型)	1920×1080ピクセル以上
ショートバージョン	16:9 (横型)	1920×1080ピクセル以上
	及び 9:16 (縦型)	1080×1920ピクセル以上

カ 動画制作に当たっては、新規撮影を原則とする。ドローンを用いた空撮等、最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、没入感のある魅力的な動画に仕上げる。また、撮影に当たっては撮影場所や時間、四季等を考慮し、各スポットの魅力が十分に伝わるようにすること。

キ 撮影に必要な関係機関・施設等との調整及び撮影許認可等の各種手続きは、全て受託者において行うこと。また、撮影に伴う費用(施設の使用料等を含む)は、委託額の範囲内で全て受託者が負担すること。

ク 訴求力の高い動画となるよう構成を工夫すること。特に動画広告掲載を想定し、最初の10秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らして制作を行うこと。

ケ BGM等の音楽素材の使用に関しては、オリジナルもしくはフリー音源を使用し、著作権等の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは、全て受託者において行うこと。

コ 人物を起用する場合には、本市と協議の上決定することとし、肖像権等の問題が発生しないようにすること。また起用した出演者の事情により、契約期間中に成果物の放映が不可能となった場合には、編集や差替え等の対応を行うこと。

(2) SNS広告等の企画・実施

(1)で制作した動画を効果的に周知し、圏域への誘客促進を図るため、デジタルマーケティング手法を活用し、SNS広告等の配信を行う。ターゲットの属性や実施期間、広告の誘導先については、本市と協議の上、決定する。

ア 広告は、本市が指定する以下のInstagramアカウントを活用して実施すること。

①名称	ひろたび【広島市観光政策部公式】
②アカウント名	explore.hiroshima (Instagram)
③運営主体	広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当

イ アに加え、動画の周知向上につながる効果的なプロモーションについて、独自提案として提案し、実施すること。

ウ ア・イに係る費用は、委託限度額の1割以内(税込)に設定すること。なお、情報発信媒体原価と管理運用費の見積りは分けて記載すること。

6 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 実施報告書

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、委託期間を通した取組内容やその成果、取組に基づいた分析、考察等を記載した実施報告書を作成し、発注者に提出すること。

7 成果物

契約履行過程で撮影した写真や動画は素材ごとにリスト化（Excel等）し、全て電子媒体で納品し、形式は次のとおりとすること。

	納品形式	納品期限
動画	① 電子データ (MP4及びWMV形式) ② DVD-R	令和9年3月31日
制作素材 (画像および動画)	① 電子データ (MP4及びJPEG形式) ② DVD-R	令和9年3月31日

8 成果物の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた全ての成果物（観光PR動画、制作素材等）の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は、本市に帰属するものとする。
- (2) 全ての成果物は、納品後に本市が無償で自由に一次利用及び二次利用することができるよう、権利関係に関する調整を受託者において行うこと。

9 留意事項

- (1) 受託者は関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 本業務に従事する者については、業務上知り得た事項について守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、契約の履行に当たって、受託業務の意図及び目的を理解し、そのノウハウを最大限発揮するとともに、本市と緊密な連携を取り、誠実に実施しなければならない。
- (4) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (5) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。
- (6) 契約期間中及び業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足などの措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本業務を第三者に再委託する場合は、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め本市に承認を得ること。
- (8) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。